

第4回 難民認定制度に関する専門部会 議事概要

1 日時

平成26年3月3日（月）午前10時から正午まで

2 場所

法務省10階入国管理局会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 難民認定制度に関する専門部会

木村部会長，山本部会長代行，横田顧問，石川委員，滝澤委員，田中委員，西海委員，野口委員，柳瀬委員，渡邊委員

(2) 法務省

榊原入国管理局長，杵渕官房審議官，菊池総務課長，丸山審判課長，山田警備課長，菅宮参事官，妹川難民認定室長 他

(3) オブザーバー

UNHCR駐日事務所

4 議事概要

法務省から、難民認定制度の現状について説明を行うとともに、今後の論点整理に向けて議論を行った。委員から出された主な意見や発言は、以下のとおりであった。

- 平成24年について正規滞在者からの難民認定申請が急増しているのはどういう理由からか。例えば、正規滞在中で難民認定申請すれば半年後からは就労が許可されるといったことが影響しているのか。そのほかにも考えられる理由はあるか。
- 自分の承知している範囲では、難民認定申請中の者が就労を許可されて従事している業種としては、自動車・住宅の解体作業、飲食業がかなり多いと感じている。自動車の解体などでは、同族が既に会社を営んでいて、そこで働いているというケースが多く見受けられる。
- 補完的保護の位置付けを論点として議論することが有益ではないか。また、脆弱な地位にある難民申請者、特に未成年者や女性への特別な配慮という問題については、現状、数が多いわけではないが議論することが必要と考えている。
- UNHCRとの関係の在り方について議論してはどうか。
- 論点として挙げるのは難しいと思うが、今後議論していく際に日本がどういう人を難民として保護していくのかということ意識して議論していくことが有益。
- 意義とか理念といったものを、総論という形か、あるいは前置きとしてか、触れることが必要ではないか。

- 難民認定の判断・立証との議論，人道配慮の判断の議論を，補完的保護の概念も踏まえつつ，併せて議論するのがよいのではないか。
- この専門部会の中核ミッションは，制度・手続をどうするかということ。議論の順序としてはそこを最優先にすべき。内容を考える場合も，そこでの手続きをどうするかということを議論していくべき。
- 手続の透明性をどうやって確保していくかという点が重要と考える。
- 不認定理由をさらに明確化することに加え，認定した場合にも理由を記載することについて議論すべき。
- 申請者の中に，「自分は難民ではないが，在留特別許可や在留配慮を求めたい。しかし，その手続がないので難民認定申請を行っている。」というようなケースはあるのか。もし相当数あるのであれば，真に庇護を求める者のためにも申請のルートを分けることなどで効率化する仕組みを議論する必要がある。
- 複数回申請の問題をどうするかということ，在留配慮の手続をどうするかということ及び難民認定手続と退去強制手続との関係整理は議論に値すると思う。特に，退去強制令書が発付された後の難民認定申請者数が，目をつぶることができない数で存在しているという点は問題。
- 通訳人の選考プロセスというのはどのような形で行われているのか。通訳人の質の確保についてはどのようにしているのか。
- 海外情勢の調査・研究能力の強化という点も重要。
- 諸外国，特にヨーロッパ諸国において，どのような対応がされているかという点も，踏まえながら議論していくことが有益。
- ヨーロッパ諸国において作成している，帰国可能である「安全な国」のリストについても議論していただきたい。
- 申請者の出身地の国際情勢，難民認定後の就労支援，子弟の教育等を所管する関係省庁との連携・協力関係も踏まえながら議論することが有益。

以上